

その先に備える

やまね まさゆき
山根 正幸

●連合 企画局長

2月下旬、日経平均株価が34年ぶりに史上最高値を更新した。経済の好循環への期待感など要因は様々指摘されている。しかし、実質賃金の回復は道半ばであり、2人以上世帯の24.7%、単身世帯では36.0%が金融資産を保有していない（金融広報中央委員会2023年調査）ことも含め、まだまだ生活実感との距離がある。

こうした中、賃金・労働条件の向上、底上げ・格差是正、そして賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へのステージ転換に向けた春季生活闘争への社会的な注目が高まっている。同時に今次闘争には、長きにわたる日銀の金融緩和政策の転換との関わりからも関心が寄せられている。本稿は2月下旬に書いているが、今後の金利の見通し、家計や企業におけるメリット・デメリットなど、既に様々な報道が見られる。国の財政についても、長い目で見れば利払い費の変化が今後の予算にどう波及するのか気になる。

賃上げによる経済の好循環がくらしの底上げ実感につながる事が重要である中で、物価上昇と名目の所得増が税負担あるいは社会保障や行政サービス給付において思わぬ影響を及ぼすことはないだろうか。例えば、税制における課税最低限との関係。ご存じのとおり所得税や個人住民税の課税最低限は、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するため、最低生活費は非課税とする趣旨で設けられている。基礎控除、扶養控除などの人的控除をはじめとする金額が不変であれば、物価の反

映を含め名目所得が増えることで課税最低限を上回る。すでにアメリカやイギリスでは、税制上の控除額について物価変動に応じて自動的に調整する仕組みが備わっており、フランスやドイツでも近年、物価上昇を踏まえた課税最低限の引き上げなどの税制改正が行われている。課税最低限だけでなく既に課税対象の場合でも税率の適用区分が上がることで隠れた負担増になりうる。連合は結成以来、税制改革大綱（現・税制改革構想）の中で、インフレで名目所得が上昇した場合における諸控除と税率適用区分の見直しを掲げているが、控除額の見直しは久しく行われていない。そもそも今の控除額が最低生活費非課税を実現できているのかという課題もある。

社会保障や各種制度の適用に関しても、例えば、児童扶養手当、高等学校などの就学支援にかかわる各種給付の受給資格、公営住宅の入居資格や家賃の減額要件など、給付や制度適用の判断基準として、税法上の総所得金額や課税総所得額、住民税額が基準となっているものがある。これらへの影響がないかも気になる。

税制にしても各種の給付にしても、物価上昇の影響が反映されない基準のままだと、隠れた生活水準の低下を招きかねない。これらに限らず、賃上げと物価のサイクルが回り、さらに金利がある世界が視野に入中、低中所得層への不利益が生じないよう政策・制度面の備えをする時期に来ていると思う。